

**改正**

平成24年3月29日中津市規則第11号

平成26年3月31日中津市規則第18号

平成30年3月30日中津市規則第11号

平成30年8月21日中津市規則第25号

中津市生活安全推進協議会規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、中津市執行機関の附属機関の設置等に関する条例（平成30年中津市条例第17号）に規定する中津市生活安全推進協議会（以下「協議会」という。）の組織運営及び協議内容について、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

**第2条** 協議会は、次の事項について協議する。

- (1) 犯罪、事故等に係る情報交換及び状況把握並びに関係機関との効果的連携
- (2) 犯罪、事故等の早期発見及び早期対応に係る啓発活動
- (3) その他生活安全に関する施策

(会長及び副会長)

**第3条** 協議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議等)

**第4条** 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(委任)

**第5条** この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成24年3月29日中津市規則第11号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

**附 則**（平成26年3月31日中津市規則第18号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

**附 則**（平成30年3月30日中津市規則第11号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

**附 則**（平成30年8月21日中津市規則第25号抄）

（施行期日）

**第1条** この規則は、公布の日から施行する。